

地方における知財活用促進タスクフォースの運営について

平成 27 年 2 月 27 日
地方における知財活用促進
タスクフォース座長決定

「地方における知財活用促進タスクフォース及び知財紛争処理タスクフォースの設置について」（平成 27 年 2 月 17 日知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会座長決定）第 5 項に基づき、地方における知財活用促進タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

タスクフォース会合は非公開とする。ただし、議事要旨を作成し、同会合終了後速やかに公開する。

2. 配付資料の公開について

タスクフォース会合で配付された資料は、同会合終了後速やかに公開する。ただし、座長は、委員からの申出等により、公開することが相当でないと認めるときは、これを非公開とすることができる。

3. タスクフォースの結果について

タスクフォースの結果は、座長名の報告書により取りまとめ、検証・評価・企画委員会において報告するものとし、報告後速やかに公開するものとする。